

■ 景観形成基準チェックシート(重点地域・山岳景観保全地区)

(対象：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更)
※地域の景観資産の眺望を妨げない位置及び高さとなっていることのわかる図書を添付すること。

届出者の氏名						
行為の場所						
周辺景観の特性						
地域の景観形成の方向 (市町村景観形成方針等の有無)						
項目	規制の視点	景観形成基準	配慮事項	具体的な配慮又は工夫の内容	※適否	※意見
位置・ 規模・ 高さ	眺望の確保	岩手山、八幡平等の眺望対象を妨げない位置及び規模とするよう努めること。	この区域が眺望対象であるとの認識に立ち、岩手山、八幡平等の眺望に支障を与えないよう（稜線の確保）、位置、規模について配慮しているか。		適・否	
			道路等の公共空間から、岩手山や八幡平の眺望を確保するよう配慮しているか。		適・否	
			周辺景観から突出した印象を与えないよう配慮しているか。		適・否	
		地域の景観資産（※１）として県が登録した眺望点から、その眺望を妨げない位置及び高さとするよう努めること。	地域の景観資産の眺望点から、その眺望を妨げないよう敷地内での建築物の位置及び規模に配慮しているか。	□地域の景観資産：	適・否	
			市町村景観形成基本方針等で眺望点、眺望対象が定められている場合は、これらの眺望を確保した位置及び規模としているか。	□市町村景観指針等の内容：	適・否	

	地形の保存	自然の地形をできる限り生かすよう努めること。	自然の地形を生かした、建築物の位置、規模等に配慮しているか。		適・否	
	位置	主要な道路（※6）の境界から5m以上後退するよう努めること。 ただし、次のものを除く。 (1) 擁壁、さく、塀、自動販売機その他これらに類するもの (2) 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系その他これらに類するもの（その支持物を含む。）。ただし、高さ20m（工作物が建築物と一体となって設置される場合において、地盤面から当該工作物の上端までの高さが20mを超えるときは10m）以下のものに限る。	主要な道路の境界からの後退距離が確保されるよう配慮しているか。	□後退距離： m	適・否	
	高さ	原則として高さは、13mを超えないものとし、道路等の公共空間から見て、周辺の山並みのりょう線を切らないようないよう努めること。ただし、機能上やむを得ない場合は、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものについては、この限りでない。	高さが13mを超えないよう計画がされているか。	□工作物の高さ： m	適・否	
			工作物が主要な眺望点等から稜線を分断する高さにならないよう計画がされているか。		適・否	
			機能上やむを得ない場合であつて、周辺の状況を勘案し、景観の形成上支障のないものとなっているか。		適・否	
	形態意匠	周辺の景観と調和した形態意匠とするよう努めること。 擁壁にあっては、分節化や陰影処理等を行うことにより、単調な平滑面とならないよう努めること。	低層部のデザインは、歩行者等に対する快適性の創出に配慮しているか。		適・否	
			歩行者等への圧迫感や威圧感を緩和するようデザイン上の配慮をしているか。		適・否	
			周辺の自然景観との調和に配慮しているか。	□周辺景観の特徴	適・否	

	色彩	推奨色	純色等（※3）は避け、周辺の景観と調和するよう努めること。（自動販売機を除く。）	純色等を用いていないか。		適・否	
				推奨色や周辺の建築物等と同様の色調の色を用いる等、周辺景観と調和に配慮しているか。	□使用色：	適・否	
	素材	経年変化	外装に使用する素材は、できる限り経年変化による質の低下の少ない素材を用いるよう努めること。	できる限り汚れや老朽化が目立たないような素材を用いるよう配慮しているか。	□外装仕様素材：	適・否	
敷地	緑化		敷地内はできる限り緑化し、既存の樹木がある場合は、保存と活用に努めること。	敷地内はできる限り緑化するよう配慮しているか。	□緑化方法：	適・否	
				樹種は周囲の植生に配慮したものとなっているか。		適・否	
				既存の樹木は、できる限り保存するよう配慮しているか。	□既存樹木の有無：	適・否	
その他	照明		照明を設置する場合は、光源の種類、色、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないよう努めること。	過度な照明とならないよう配慮しているか。		適・否	
				照明を設置する場合は、動光又は点滅を伴わないものとする。（他法令等により設置が義務付けられているものは除く。）	動光又は点滅を伴わない照明を設置しているか。		適・否
		自動販売機		屋外に設置する自動販売機は、単独とせず、建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう努めること。	建物等に添った位置や色彩、被覆等により、周辺の景観と調和させるよう配慮しているか。		適・否
取組の中で特筆すべき点	(良好な景観形成に向け特に取り組みされた事項がある場合は記入ください。)						

- 1) 記載に当っては、項目欄の※印欄は記載不要です。
- 2) 項目欄の具体的な配慮又は工夫の内容について記載する場合、□印の内容については必ず記載して下さい
- 3) 用語等については、次の注意書きを参考として下さい。

注意 行為地において、市町村が景観の形成に関する基本方針等を定めている場合、その内容に適合するよう努めること。

※1 地域の景観資産 地域の景観（眺望、まち並み又は建築物等）の資産として、県が登録したものをいう。

※2 必要な措置 原則に適合しない項目について、他の方策により、原則に適合した場合と同等程度の効果を得られるよう景観対応を行い、計画書を提出すること。

※3 純色等 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、各色相の最も彩度の高い色及び彩度10度以上の色をいう。

※4 推奨色 マンセル表色系（J I S Z 8721）において、次の範囲の色をいう。

色 相	外 壁		屋 根	
	明 度	彩 度	明 度	彩 度
R（赤）系	2.5以上6.0未満	6.5以下	6.0未満	6.5以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.5以下		
YR（黄赤）系	3.0以上7.0未満	6.0以下	7.0未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.5以下		
Y（黄）系	3.0以上7.5未満	6.0以下	7.5未満	6.0以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え6.0以下		
GY（黄緑）系	3.0以上7.0未満	5.5以下	7.0未満	5.5以下
	2.5以上3.0未満	1.5を超え5.5以下		
G（緑）系	2.5以上7.5未満	5.0以下	7.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
BG（青緑）系	2.5以上6.0未満	5.0以下	6.0未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
B（青）系	2.5以上5.5未満	5.0以下	5.5未満	5.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え5.0以下		
PB（青紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
P（紫）系	2.0以上5.0未満	5.5以下	5.0未満	5.5以下
	1.5以上2.0未満	1.5を超え5.5以下		
RP（赤紫）系	2.5以上6.0未満	6.0以下	5.5未満	6.0以下
	2.0以上2.5未満	1.5を超え6.0以下		
N（無彩色）	2.0以上9.0未満	—	2.0以上7.0未満	—

※5 緑化率(%) 緑化率(%) =
$$\frac{\text{緑被面積 (m}^2\text{)}}{\text{敷地面積 (m}^2\text{)} \times (1 - \text{建ぺい率})} \times 100$$

(1) 必要緑被面積の計算は以下の方法で算定する。

① 都市計画区域内では、 $(\text{敷地面積}) \times (1 - \text{建ぺい率}) \times (\text{景観形成基準で定める緑化率})$ で算出する。

(例)：市街地景観地区(敷地面積1,000 m²建ぺい率50%の場合) $1,000 \times (1 - 0.5) \times 10\% = 50 \text{ m}^2$

② 都市計画区域外では敷地面積 $\times (1 - 0.7) \times (\text{景観形成基準で定める緑化率})$ で算出する。

(例) 自然景観地区 $1,000 \times (1 - 0.7) \times 20\% = 60 \text{ m}^2$

(2) 緑被面積の算定は、次のそれぞれにより算定された緑被面積の合計とする。

① 樹木

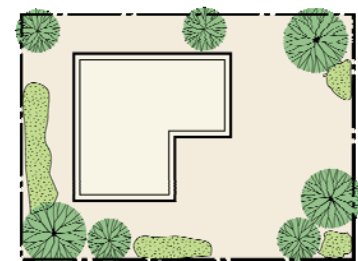
樹木は、樹冠の水平投影面積を実測するか、若しくは下表を用いて算出する。

樹木の高さ	緑被面積
1 m以下の場合	0.5 m ²
1 mを超え2 m以下の場合	1.5 m ²
2 mを超え3 m以下の場合	3.5 m ²
3 mを超え4 m以下の場合	6.0 m ²
4 mを超え5 m以下の場合	10.5 m ²
5 mを超え6 m以下の場合	14.0 m ²
6 mを超える場合	19.5 m ²

② 生垣

生垣の場合は、生垣の延長に0.6mを乗じて算出する。

(例) 生垣の延長 30mの場合 $30\text{m} \times 0.6\text{m} = 18 \text{ m}^2$ (緑被面積)



立木



※ 芝生は緑被面積には含まれません。

※6 主要な道路 国県道をいう。